

# 長生郡市合併協議会規約

## (設置)

第1条 茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町（以下「7市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

## (名称)

第2条 合併協議会の名称は、長生郡市合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (所掌事務)

第3条 協議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 合併の是非を含めた7市町村の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、7市町村の合併に関し必要な事項

## (事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、会長の定める市町村に置く。

## (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長6名は、7市町村の長が協議し、次条第1項第1号の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

## (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 7市町村の長
- (2) 7市町村の議会の議長及び7市町村の合併問題調査に関する議会の特別委員会の長
- (3) 7市町村の長が定めた学識経験を有する者、市10名、町村各2名
- (4) 千葉県職員の内から千葉県知事が推薦する者1名

2 委員は、非常勤とする。

## (会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位により会長の職務を代理する。

3 会長は、副会長の内1名を会長代行に指名して、会長の指示する職務を代行させることができる。

(正副会长議)

第9条 協議会に、正副会长議を置き、提案議案の作成及び調整等を行う。

2 前項の会議は、会長がこれを招集する。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、7市町村の議会の議長の協議により、この中から選出する。

3 議案は、会長が提出する。

4 会議の議事は、出席した全ての委員の過半数でこれを決する。

5 委員からの議案修正要求及び資料要求については、会議に諮り出席した全ての委員の過半数の承認を得て、正副会长議で調整の上、議案又は資料として提出する。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第12条 会長は、必要に応じて7市町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第13条 会長から指示された事項及び協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、7市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の経費は、市3/9、町村各1/9の負担とする。

2 7市町村は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、会長が7市町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て、2名を委嘱して行う。この場合において、監査委員は監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(報酬)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬を受けることができる。

2 前項に定める報酬の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

## 附 則

1 この規約は、7市町村の長が協議して定めた日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。